

第1章 はじめに

1 プランの目的

「京都市民長寿すこやかプラン」は、本市における高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な運営を目的として、老人福祉法に策定が規定されている「高齢者保健福祉計画（老人福祉計画）」（※1）と、介護保険法に策定が規定されている「介護保険事業計画」（※2）の2つの計画を一体的に策定しています。第9期プランでは、これら2つの計画に加え、新たに「認知症施策推進計画」（※3）及び「成年後見制度利用促進計画」（※4）についても一体的に策定します。

＜高齢者保健福祉計画（老人福祉計画）＞

※1 老人福祉法第20条の8により、市町村における策定が義務付けられているもので、元気な高齢者への健康づくりや生きがいづくり、ひとり暮らし高齢者への生活支援をはじめ、寝たきりや認知症、要介護状態になることを予防するサービスの提供、さらには要介護高齢者への介護サービスの提供等、本市に暮らす高齢者を対象とした保健サービスや福祉サービス全般にわたる供給体制づくり等について定めることとされています。

＜介護保険事業計画＞

※2 介護保険法第117条により、市町村における策定が義務付けられているもので、地域における介護保険サービスの必要量を見込み、それを確保するための方策や保険料算定の基礎となる財政規模のほか、介護保険を円滑に運営するために必要な事業等について定めることとされています。

＜認知症施策推進計画＞

※3 共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条により、市町村における策定が努力義務（※）とされているもので、認知症の人及び家族等から意見を聴いたうえで、各市町村の実情に即した認知症施策を定めることとされています。

※ 認知症基本法では、市町村は国が策定する「認知症基本計画」を基本として「市町村認知症施策推進計画」を策定するよう努めなければならないとされていますが、法の施行日は現時点で未定であり、国において「認知症基本計画」が策定されていないため、本プランで策定する「京都市認知症施策推進計画」については、本市独自に策定するものです。

＜成年後見制度利用促進計画＞

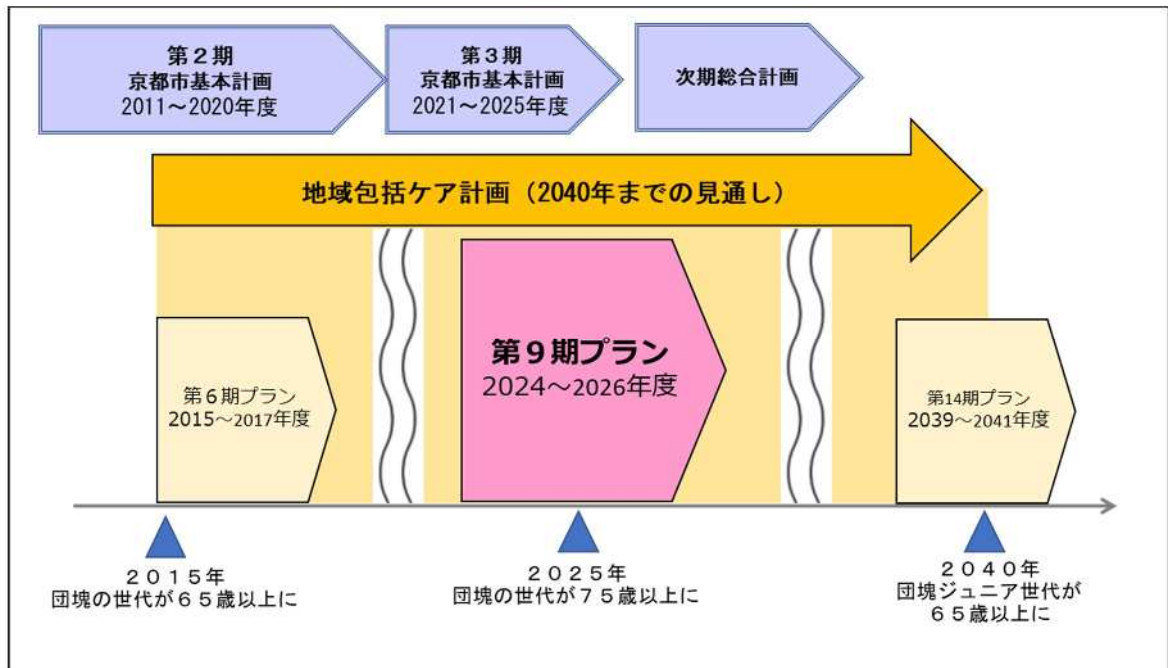
※4 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項により、市町村における策定が努力義務とされているもので、成年後見制度の利用の促進に関する施策について定めることとされています。

2 プランの計画期間

第9期プランの計画期間は、2024年度から2026年度までの3年間です。

「京都市民長寿すこやかプラン」は、第6期プランから「地域包括ケア計画」として位置付け、「団塊の世代」が75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据え、「京都市版地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めています。

第9期プランの計画期間中には2025年に到達することから、第9期プランでは、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える一方、生産年齢人口が急激に減少する2040年を見据え、「京都市版地域包括ケアシステム」の深化・推進及び「健康長寿のまち・京都」の取組を推進していきます。



💡 2040年の状況

- ・「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、高齢者人口がピークを迎える。
- ・「団塊の世代」が90歳以上となり、介護サービス需要がピークを迎える。
- ・生産年齢人口が急速に減少し、担い手不足が深刻な課題となる。

3 プランの位置付け

本市では、21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す長期構想である「京都市基本構想」（2001年から25年間）の具体化のため、「はばたけ未来へ！ 京プラン 2025（京都市基本計画）」（2021年から5年間）を策定し、誰一人取り残さない（持続可能な開発目標（SDGs））社会、レジリエンス（しなやかな回復力）のある社会の実現に向けて取り組んでいます。

「京都市民長寿すこやかプラン」は、この基本計画に基づく分野別計画の一つであり、関連する各分野別計画（京都市 健康長寿・口腔保健・食育推進プラン（仮称）、京（みやこ）・地域福祉推進指針等）との十分な連携の下に、地域包括ケアシステムの深化・推進及び「健康長寿のまち・京都」の実現に向けて、同プランに掲げた取組を推進していきます。

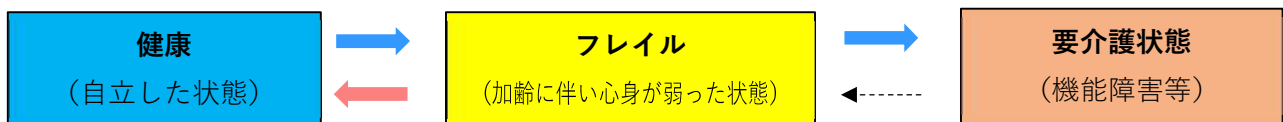
連携する主な分野別計画のうち、「京都市 健康長寿・口腔保健・食育推進プラン（仮称）」とは、「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた健康づくりや健康づくりを支える環境づくりにおいて連携を図ります。

京都市 健康長寿・口腔保健・食育推進プラン（仮称）との関係性（イメージ）

全ての市民を対象とし、地域や人とのつながりのなかで市民が主体的に健康づくりに取り組むまちづくりを推進し、健康寿命の延伸を目指す。

フレイルは、適切な対策に取り組めば、健康な状態を取り戻すことが十分に可能であるため、早期に気づき、対策を行うことが重要

京都市 健康長寿・口腔保健・食育推進プラン（仮称）



京都市民長寿すこやかプラン

主に高齢者（要介護高齢者等）を対象とし、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るとともに、自立支援・重度化防止を目指す。

※本市における高齢者保健福祉施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な運営を目的として策定するもの

上位計画及び他の分野別行政計画との関係

